平成２９年（フ）第１６２４号
札幌市中央区宮の森１条10丁目６番31号　ドエルサード101号
債務者　野崎真奈美（旧姓高尾）
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３０号
札幌市東区北17条東15丁目４番31―105号
債務者　相田　真希（旧姓武藤）
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３６号
札幌市南区川沿10条２丁目６番７号　ファミリア川沿205号
債務者　早川まき子
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６４７号
札幌市白石区東札幌５条２丁目１番12号　スペース栄ハイツＣ―１号
債務者　盛岡　　廣
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６６４号
札幌市東区北45条東２丁目６番５―203号
債務者　蓬田　　学
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０号
釧路市緑ケ岡１丁目10番18号
債務者　宮下　麻貴
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７６号
岩手県滝沢市室小路633番地９
債務者　髙木　逸雄
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２０号
群馬県前橋市青柳町432番地１　白井マンション　106号、住民票上の住所群馬県前橋市青柳町432番地１　白井マンション　305号
債務者　小鮒　博和
１　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２１号
群馬県前橋市東善町114番地22
債務者　鈴木　晴夫
１　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２３号
群馬県伊勢崎市連取町1377番地１　ニューエルディムあずさ103
債務者　桑江ボリスこと　ＡＲＲＯＹＯ　ＫＵＷＡＥ　ＢＯＲＩＳ　ＷＩＬＳＯＮ
１　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２４号
群馬県伊勢崎市連取町1377番地１　ニューエルディムあずさ103
債務者　小橋川ジャニナこと　ＫＯＢＡＳＨＩＫＡＷＡ　ＴＡＩＲＡ　ＧＩＡＮＩＮＡ　ＤＥＬ　ＰＩＬＡＲ
１　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４号
群馬県高崎市緑町２丁目５番地６　ユーカリハイツＡ201号
債務者　佐々木雄一
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７９号
群馬県高崎市中居町２丁目17番地　市住４棟94号
債務者　横山　研史
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２１２号
埼玉県羽生市東２丁目８番６号
債務者　水野　俊和
１　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７４３号
京都市南区久世殿城町575番地の３　向陽グランドハイツ204号
債務者　武岡小百合
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７９１号
京都市中京区壬生東高田町４番地１　ハイツ紅屋　102、前住所京都市中京区西ノ京樋ノ口町36番地10
債務者　石田　數榮
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８９９号
京都市南区西九条開ケ町194番地
債務者　竹電こと　竹内　　正
１　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係